

令和5年厚木市農業委員会8月定例総会議事録

日 時 令和5年8月25日 金曜日 午後1時30分から午後2時20分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 中 丸 豊

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 2番 早 川 暁

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告12件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告14件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告2件)
- 4 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて (報告2件)
- 5 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて (報告1件)
- 6 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について (6件)
- 7 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 8 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)
- 9 議案第37号 農用地利用集積計画の決定について (12件)
- 10 議案第38号 「令和6年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和6年度厚木市農林業施策および予算に関する要望」について

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。
これより、令和5年厚木市農業委員会8月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、11番の中丸豊委員、12番の松前進会長職務代理者をお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、7月11日から8月10日までに受け付けしたものでございます。

それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、4件、6筆、面積は2,752平方メートルでございます。

法第5条につきましては、8件、10筆、面積は1,581.92平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、12件、16筆、面積は4,333.92平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、7月11日から8月10日までに受付した

ものについて、それぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は9人、農地の所有権を取得された相続人は14人、筆数は延べ38筆、面積は延べ15,596.42平方メートルでございます。あっせんの希望は、全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は2件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、三田にお住まいのAさん、対象地は三田字田居頭1筆、登記地目は田、面積は253平方メートルです。

当該地は、平成2年頃に親族が営む運送業の駐車場として利用を始め、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、鈴木委員に現地確認をいただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、妻田東3丁目にお住まいのBさん、対象地は三田字下稲荷1筆、登記地目は畑、面積は991平方メートルです。

当該地は、平成23年に願出人の父が相続した時点で、近隣法人の資材置場及びボーイスカウトの広場として利用されており、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認することができます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料による確認をいただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

これら全ての案件について、地区担当委員から、農地法に規定する農地及び採草放牧地に該当しないとの御判断をいただいたため、神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、それぞれ非農地証明書を交付したことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました「農地法第3条の規定による許可申請の取下げ」について、御説明申し上げます。

御報告する案件は2件です。

初めに1番でございます。

農地法第3条の規定による許可申請日は令和5年7月5日、農地法第3条の規定による許可申請の取下願出日は令和5年7月25日です。

対象となる農地は、戸田字下沖2筆、現況地目は全て畑、合計面積は988平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのCさん、受人は長沼にお住まいのDさんです。

取下事由は、受人の都合によるものです。

続いて2番でございます。

農地法第3条の規定による許可申請日は令和5年7月5日、農地法第3条の規定による許可申請の取下願出日は令和5年7月25日です。

対象となる農地は戸田字下沖4筆、現況地目は全て畑、合計面積は1,981平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのEさん、受人は長沼にお住まいのDさんです。

取下事由は、受人の都合によるものです。

以上、御報告させていただきます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ」について、御説明申し上げます。

御報告する案件は1件です。

本件については、6月定例総会で御審議いただいた案件です。

対象となる農地は愛名字鶴巻4筆、登記地目は田及び畑、合計面積は1,382平方メートルです。

資材置場及び駐車場設置のための農地法第5条の規定による許可申請でございました。

農業委員会では許可相当とすることに決定しましたが、神奈川県知事への進達前である令和5年7月31日付けで、申請者から資料の補正等を目的とした計画変更のため、許可申請取下書が提出されましたので、御報告いたします。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は6件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は戸田字下沖2筆、現況地目は全て畑、合計面積は988平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのCさん、受人は長沼にお住まいのDさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、施設野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子2人の4人です。

次に2番でございます。

対象となる農地は戸田字下沖4筆、現況地目は全て畑、合計面積は1,981平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのEさん、受人は長沼にお住まいのDさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、施設野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子2人の4人です。

次に3番でございます。

対象となる農地は戸田字橋外2筆及び同字鴉町1筆、現況地目は畑及び田、合計面積は1,789平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのFさん、受人は田村町にお住まいのGさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻及び露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人の1人です。

次に4番でございます。

対象となる農地は愛甲東三丁目1筆、現況は畑、面積は976平方メートルです。

渡人は愛甲東3丁目にお住まいのHさん、受人は愛甲東3丁目にお住まいのIさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

次に5番でございます。

対象となる農地は及川字的場5筆、現況地目は全て畑、合計面積は3,344平方メートルです。

渡人は及川にお住まいのJさん、受人は川崎市中原区井田中ノ町にお住まいのKさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

最後に6番でございます。

対象となる農地は温水字中耕地2筆、現況は全て畑、合計面積は1,817平方メートルです。

渡人は温水にお住まいのLさん、受人は温水にお住まいのMさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機。

労働力につきましては、本人、配偶者、父及び母の4人です。

なお、1番から6番までの全てにおいて、農地法に規定する各基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程7、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主事〉

ただいま議題となりました議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地の所在は愛甲東三丁目1筆、登記地目は田、面積は495平方メートルです。

申請人は、愛甲東3丁目にお住まいのNさんです。

本申請は、収用移転による自己住宅建築のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に高速道路の出入口が存する第3種農地です。

厚木市都市計画道路事業酒井長谷線の築造に伴い、自宅が収容されたため申請されました。

申請地の北側及び西側は道路、東側及び南側は畑に接しております。

北側及び西側の市道から中心2.5メートルの幅員を確保するようセットバックの上、出入口を設け、専用住宅を建築する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側はL型擁壁を新設し、南側はコンクリートブロック1段から3段積み了新設し、土砂、雨水及び表流水の流出を防ぐ計画となっております。

敷地内の雨水処理については雨水浸透枳及び浸透トレンチ管による敷地内自然浸透処理とし、汚水については合併浄化槽を設置し、オーバーフロー分は農業用水路に接続して処理する計画となっております。

なお、本申請は、開発面積が500平方メートル未満ですが、開発許可を要するため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中でございます。

次に2番でございます。

対象となる農地の所在は三田字川端1筆、登記地目は田、面積は1,745平方メートルです。

申請人は、棚沢にお住まいのOさんです。

本申請は、資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に睦合北地区市民センターが存する第2種農地です。

愛川町に本店を置き、県央地区で土木業を営む株式会社Pから要望を受けたことから今回申請されました。

申請地の北側は資材置場、東側は水路、南側は田、西側は道路及び資材置場に接しております。

西側市道から中心2.5メートルの幅員を確保するようセットバックし、出入口を設け、全面転圧、砂利敷きの上、足場等の工事資材の置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除きコンクリートブロック1段から3段積み了新設し、土砂、雨水及び表流水の流出を防ぐ計画となっております。

また、東側に緑地帯を設けた上で、雨水処理につきましては、雨水浸透枍及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

また、工事期間及び工事完了後において、路上駐車をしての作業をしないよう代理人に指示しております。

なお、本申請は、開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

これら2件について、農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を

生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程8、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地の所在は三田字中川原2筆及び同字下川原40筆、登記地目は田及び畑、合計面積は24,376.21平方メートルです。

受人は東京都渋谷区のQ株式会社、代表取締役Rさん、渡人は三田にお住まいのSさん外16人です。

本申請は、所有権移転による特定流通業務施設設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に睦合北地区市民センターが存する2種農地です。

受人は全国で総合不動産業を営む法人で、物流業を営む株式会社Tより要望を受けたことから申請されたものです。

株式会社Tは、乳製品をメインに加工、製造及び販売をしているU株式会社から、商品の保管能力増強及び店舗への納品物流の効率化を図るため、特定流通業務施設の設置を受託されました。

令和5年4月14日付けで関東運輸局長から総合効率化計画の認定を受け、また、同年5月18日付

けで神奈川県知事から土地利用調整条例の審査の適合の通知がされています。

申請地の北側、東側及び西側は道路、南側は田に接しております。

北側及び南側に出入口を設け、地上2階建て高さ17メートルの倉庫及び平屋建て高さ9メートルの倉庫を設置し、併せて31台分のトラックバース及び従業員駐車場を設置する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除きL型擁壁及びメッシュフェンスを新設する計画となっております。

雨水処理につきましては、貯留槽を設置しオーバーフロー分を蟹淵川に放流する計画となっております。汚水処理につきましては、浄化槽を設置しオーバーフロー分を農業用水路に放流する計画となっております。

水路の機能に支障が生じた際には、工事期間内は受人が、工事完了後は市農業政策課が対応することとなっております。

本申請は、開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております。現在手続中となっております。

また、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和5年7月13日に役員、地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員並びに事務局職員で現地確認を行い、事業者から計画の説明を聞いております。

また、3,000平方メートルを超える案件のため、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することとなり、そこで許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は愛名字鶴巻4筆、登記地目は田及び畑、合計面積は1,382平方メートルです。

受人は東京都新宿区新宿6丁目のV株式会社、代表取締役Wさん、渡人は中町4丁目の亡X相続財産管理人Yさんです。

本申請は、所有権移転による貸資材置場及び貸駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は、総合不動産を営む法人で神奈川県県央地域で土木業を営む海老名市勝瀬の株式会社Zから要望を受けたことから申請されました。

申請地が3区画に分かれておりますが、1事業として申請を受け付けております。北側及び南側は道路、東側は水路及び畑、西側は畑に接しております。また、東側2区画については、水路、道路及び畑に接しております。

道路部分については、中心から2.5メートルの幅員を確保するようセットバックし、北側に出入口を設け、土木資材の設置及びダンプの駐車をする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、西側はコンクリートブロック積み、RC擁壁、単管パイプ及び鋼板を新設し、南側は重力式擁壁及びコンクリートブロック積みを新設する計画となっております。また、西側は法面のため土砂、雨水及び表流水の流出については問題ありません。

また、東側2区画については、出入口を除き単管パイプ及び鋼板により、土砂、雨水及び表流水の流出を防ぐ計画となっております。

また、敷地内西側に緑地帯を設け、雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象とな

っておりますが、手続済みとなっております。

続いて3番でございます。

対象となる農地の所在は及川字脇田1筆、登記地目は田、面積は1,276平方メートルです。

受人は下川入の株式会社a、代表取締役bさん、渡人は旭町1丁目のcさん及びdさんの成年後見人e外1人です。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に睦合西地区市民センターが存する第3種農地です。

受人は自動車販売業を営む法人で、現在使用している車両置場がなく、営業に支障をきたしているため今回申請されました。

申請地の北側は畑、東側は水路、南側及び西側は道路に接しております。

南側に出入口を設け、転圧砂利敷きの上、40台分の車両置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き土留め鋼板を新設し、土砂、雨水及び表流水の流出を防ぐ計画となっております。

また、東側に緑地帯を設け、雨水処理につきましては雨水浸透柵及び浸透トレンチ管による敷地内浸透処理する計画です。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっておりますが、手続済みとなっております。

最後に4番でございます。

対象となる農地の所在は林三丁目2筆、登記地目は田、合計面積は1,051平方メートルです。

受人は幸町の有限会社f、代表取締役gさん、渡人は平塚市岡崎にお住まいのhさん外1人です。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に睦合西地区市民センターが存する第2種農地です。

受人は塗装及び土木業を営む法人で、現在使用している置場を返却することとなったことから、今回申請されました。

申請地の北側は道路、東側及び西側は田、南側は水路に接しております。

北側に水路橋を新設し、アスファルト舗装の出入口を設け、土木資材の置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除きコンクリートブロック1段から3段を新設し、土砂、雨水及び表流水の流出を防ぐ計画となっております。

また、南側に緑地帯を設け、雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管による敷地内浸透処理する計画です。

また、工事期間及び工事完了後において、路上駐車をし、作業しないよう代理人に指示しております。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

これら4件全てについて、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程 9、議案第37号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました議案第37号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は12件でございます。

1番から12番までの合計集積面積は、14,086平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が12件、18筆、14,086平方メートルです。

地目別では、田が6筆、3,510平方メートル、畑が12筆、10,576平方メートルです。

利用目的別では、水稻が4件、普通畑が8件です。

契約期間別では、3年間で9件、6年間で1件、9年間で2件となっており、新規設定は1件、更新設定は11件でございます。

1番から12番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第37号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第37号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定されました。

次に、日程10、議案第38号「令和6年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和6年度厚木市農林業施策および予算に関する要望」についてを議題といたします。

始めに、本議案についての所管担当理事であります鈴木農政担当理事から説明をお願いします。

<鈴木農政担当理事>

ただいま議題となりました議案第38号「令和6年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和6年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について、御説明いたします。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する意見並びに農林業施策及び予算に関する要望について、厚木市長に提出するものでございます。

6月26日に開催いたしました農政対策検討会で決定した意見及び要望の要領に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様から、農業生産力の増大及び農業従事者の地位向上のため、最適化の推進に関する意見では農地等利用最適化推進施策についてなど3つの大項目、施策予算要望では都市農業の振興策についてなど2つの大項目について、意見及び要望案を御提出いただきました。

先般8月10日に農政対策検討会を開催し、取りまとめを行ったものを本日議案として上程させていただきました。

詳細につきましては、事務局からの説明とさせていただきますが、よろしく御審議の程お願いいたします。

<議長>

鈴木農政担当理事、ありがとうございました。

続けて、事務局の説明を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

鈴木農政担当理事から御説明いただきましたが、7月に農業委員及び農地最適化推進委員の皆様にご意見又は要望案の御提出をお願いしたところ、7人の委員から13件の意見及び要望案をいただきました。

全体的内容につきましては、事前に資料を送付しておりますので割愛させていただきます、8月10日に農政対策検討会において御指摘いただいた箇所のみ説明させていただきます。

初めに、最適化の推進に関する意見について、御説明いたします。

Ⅲ農業の担い手対策について、「1 後継者、女性農業者の育成対策について」の(5)に「納屋、作業場付属の農家住宅」を追記いたしました。

次に、農林業施策及び予算に関する要望について、御説明いたします。

I 都市農業の振興策について、「1 都市農業の推進について」の(1)に「及び施設栽培に係る燃料代の急激な価格高騰などにより農業経営が圧迫されている。」を追記しました。また、同(2)を「葉ニンニクなどがメディアに取り下げられることで話題を集め、」に修正しました。

さらに、同「2 地産地消対策について」の(1)を「地産地消の推進に向け農・商・工が連携し、地元産の農産物を取り扱う「(仮称)地産地消協力店」を増やすことで、厚木産農畜産物の地産地消を推進する施策を積極的に検討されたい。」に修正しました。

なお、ただいま御説明した箇所は、鈴木農政担当理事の御了解を得ておりますことを申し添えます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第38号「令和6年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和6年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第38号「令和6年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和6年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和5年厚木市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。

令和5年8月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
